

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500368号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500167号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年12月2日、喪失年月日を同年12月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成8年12月2日から同年12月28日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年3月1日から同年7月1日まで
② 平成8年12月1日から平成9年1月1日まで

請求期間①について、私は平成5年3月1日からB社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年7月1日とされている。また、請求期間②については、平成8年12月1日からA社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①及び②とも雇用契約書を所持しており、B社及びA社に勤務していたことが分かるので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②のうち、平成8年12月2日から同年12月27日までの期間について、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、平成8年12月13日に、請求者が同年12月2日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の処理が行われ、当該資格取得の記録が平成9年1月9日に取り消されていることが確認できる。

さらに、A社は、平成8年11月30日に遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日付けで被保険者資格を喪失している者全員の資格喪失に係る入力処理は、平成9年1月7日に行われていることが確認できる。

加えて、A社の事業主は、請求期間②当時について、給料の遅配や社会保険料の滞納があり、平成9年1月頃に事実上倒産したと回答しているところ、閉鎖登記簿謄本によると、同社は適用事業所でなくなった後も請求期間②において閉鎖されていないことが確認できる。

また、A社において平成8年に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者11人のうち、雇用保険の記録が確認できた9人の離職年月日が同年12月27日とされていることから、同社は、同日までは厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記録の取消処理を行う合理的な理由はなく、当該取消処理に係る記録は有効なものであるとは認められないことから、請求者のA社における資格取得日は、取消処理が行われる前の資格取得年月日の記録から平成8年12月2日とすることが必要である。

また、請求者のA社における資格喪失年月日は、雇用保険の記録における離職年月日の記録から、その翌日である平成8年12月28日と認められる。

なお、請求者の平成8年12月の標準報酬月額については、取消前のオンライン記録から、44万円とすることが必要である。

一方、請求者の所持するA社との雇用契約書における契約期間は、平成8年12月1日から平成9年11月30日までとされているものの、請求期間②のうち、平成8年12月1日及び同年12月28日から平成9年1月1日までの期間については、前述のとおり雇用保険の記録が確認できないこと、請求者は当該期間における給与明細書などを所持していないこと、A社の事業主は、「A社は平成9年に倒産したため、会社の資料が残っていない。」と陳述していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②のうち平成8年12月1日及び同年12月28日から平成9年1月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間①について、請求者の所持するB社との雇用契約書における雇用期間は平成5年3月1日から平成6年2月28日までとされている。

しかしながら、請求者のB社における雇用保険被保険者資格の取得年月日は平成5年7月1日とされており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

また、請求者がB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の前後に当該資格を取得した者10人のうち、雇用保険の記録が確認できた8人の当該資格の取得年月日は、全て厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者は請求期間①における給与明細書を所持していないこと、B社の事業主は、同社は平成6年に倒産したため資料は保管しておらず一切残っていない旨回答していること、請求者が当該期間において同社に勤務していたことを具体的に覚えている者は確認できないことから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除につ

いて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500383号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500168号

第1 結論

請求者のA社における平成18年8月11日の標準賞与額を3万円、同年12月15日の標準賞与額を15万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月11日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年8月11日
② 平成18年12月15日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が標準賞与額として記録されていないことが分かった。年金額に反映されなくてもいいので、事実即して請求期間の賞与を標準賞与額として記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成18年賃金台帳及びB銀行C支店から提出された請求者名義の普通預金元帳により、請求者は、平成18年8月11日及び同年12月15日に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、上記賃金台帳によると、平成18年8月11日及び同年12月15日に支払われた各賞与に対する厚生年金保険料が0円と記載されており、その他の控除を差し引いた支給額が上記普通預金元帳におけるそれぞれの振込額と一致していることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが認められる。

以上のことから、請求者のA社における標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、平成18年8月11日は3万円、同年12月15日は15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、平成18年8月11日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必

要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500447号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500166号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成17年12月26日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成17年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成20年8月20日の標準賞与額を36万円に、同年12月20日の標準賞与額を32万4,000円に訂正することが必要である。

平成20年8月20日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月26日
② 平成20年8月20日
③ 平成20年12月20日

平成17年4月1日から平成21年10月20日までA社に勤務し、請求期間①、②及び③において賞与の支払を受け厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、請求期間①は標準賞与額の記録がなく、請求期間②及び③は年金給付に反映されない標準賞与額として記録されている。調査の上、請求期間①の記録を回復し、請求期間②及び③の記録を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された賞与賃金台帳により、請求者は請求期間①に賞与を支給され、賞与支給額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与支払届の提出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②及び③について、請求者の標準賞与額は、平成23年9月27日に受け付けされた賞与支払届により、請求期間②は36万円、請求期間③は32万4,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、これらの標準賞与額については、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額とされている。

しかしながら、前述の賃金台帳によると、請求者は、請求期間②については36万円、請求期間③については32万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文該当の記録を取り消しし、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正する必要がある。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③に係る請求者の賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。